

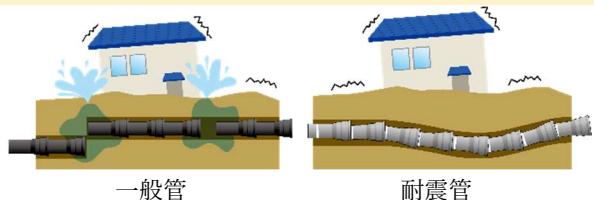
水道料金の改定について(お知らせ)

恩納村の水道水は1日平均10,100m³を供給しており、沖縄県企業局から100%を購入しております。

今後、沖縄県企業局の水道水の供給単価が更に値上げするため、恩納村の水道料金についても改定が必要となっております。

1. 料金改定の主な理由

- ① 沖縄県企業局の水道料金改定
- ② 急激な物価高騰に伴う施設維持管理費の増加
- ③ 老朽化した水道管の耐震化への対応



2. 料金改定の適用時期

新しい水道料金は、令和8年5月検針分から適用されます。

3. 料金改定の内容

改定前

種別	用途別	メーター 口径	基本料金 (1箇月につき)	超過料金 (税抜)							
専用給 水装置	一般用	13mm	840円	使用水量 8m ³ まで	使用水量 0m ³ を超え 8m ³ まで	使用水量 8m ³ まで	使用水量 30m ³ を超え 50m ³ まで	使用水量 50m ³ を超え 100m ³ まで	使用水量 100m ³ を超え 400m ³ まで	使用水量 400m ³ を超 えるもの	
		20mm	1,370円		8m ³ を超え 30m ³ まで	30m ³ まで	30m ³ まで	100m ³ まで	100m ³ まで	400m ³ を超 えるもの	
		25mm	1,890円		8m ³ まで	30m ³ まで	50m ³ まで	100m ³ まで	200円	240円	
		30mm	2,180円		口径30mm 以上に適用	1m ³ につき 110円	125円	145円	170円	200円	
		40mm	4,390円		1m ³ につき 110円	125円	145円	170円	200円	240円	
		50mm	7,270円		1m ³ につき 110円	125円	145円	170円	200円	240円	
		75mm ～ 100mm	16,500円		1m ³ につき 110円	125円	145円	170円	200円	240円	
		150mm	63,750円		1m ³ につき 110円	125円	145円	170円	200円	240円	
	臨時用	1m ³ につき	450円								
私設消 火栓	演習用	1個1回3分ごとに	800円								
連合専用 給水装置		1戸 (世帯)	につき基本料金は、設置メーター又は引込み管口径による。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は、各戸均等に使用したものとする。								

改定後

種別	用途別	メーター 口径	基本料金 (1箇月につき)	超過料金（税抜）														
専用給 水装置	一般用	13mm	1,010円	使用水量 0m ³ を超え 8m ³ まで	使用水量 8m ³ を超え 30m ³ まで	使用水量 30m ³ を超え 0m ³ まで	使用水量 50m ³ を超え 0m ³ まで	使用水量 100m ³ を超え 400m ³ まで	使用水量 100m ³ を超え 400m ³ を超え るもの	使用水量 400m ³ まで	使用水量 400m ³ を超え るもの							
		20mm	1,640円	8m ³ まで 30mm以 上に適用 1m ³ につき	8m ³ まで 30mm以 上に適用 1m ³ につき	30m ³ まで 0m ³ まで	50m ³ を超え 0m ³ まで	100m ³ を超え 400m ³ まで	100m ³ を超え 400m ³ を超え るもの	400m ³ まで	400m ³ を超え るもの							
		25mm	2,270円															
		30mm	2,620円															
		40mm	5,270円															
		50mm	8,720円															
		75mm～ 100mm	19,800円															
	150mm	76,500円	132円															
	臨時用	1m ³ につき	540円															
私設消 火栓	演習用	1個1回3分ごとに	960円															
連合専用 給水装置		1戸（世帯）につき基本料金は、設置メーター又は引込み管口径による。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は、各戸均等に使用したものとする。																

水道料金のモデルケース別比較表（月額・税込）

モデルケース 【使用水量】	1人世帯 【月 9 m ³ 】	4人世帯 【月 36 m ³ 】
現行料金	1,061 円	4,906 円
改定後料金 (増加額)	1,276 円 (+215 円)	5,889 円 (+983 円)

4. 料金改定に関する Q & A

Q1. どのように改定を決めたのですか？

令和 6 年度から料金改定のシミュレーションを行い、令和 7 年度に外部有識者や水道利用代表者（各種団体長）で構成される「恩納村水道料金改定審議委員会」において、慎重な審議を重ねた結果、改定案が承認され村長へ答申を行いました。その後令和 7 年 12 月に議会での議決を経て、令和 8 年 5 月検針分からの料金改定が確定しました。

恩納村水道事業経営戦略改定作業による 10 年間の財政・投資計画等の試算



第1回 水道料金改定審議委員会（令和7年8月1日）開催

第2回 水道料金改定審議委員会（令和7年8月29日）開催

第3回 水道料金改定審議委員会（令和7年10月3日）開催

第4回 水道料金改定審議委員会（令和7年11月5日）開催



令和7年12月恩納村議会定例会による料金改定議決



Q2. 今後も料金改定の見込みはありますか？



今回の料金改定は、沖縄県の水道料金の改定が大きな要因です。今後の料金改定については、村民の皆さまの負担に十分配慮しつつ、水道事業の運営に必要な費用や沖縄県の水道料金の動向を踏まえ、5年から10年を目標に見直しを行う予定です。

おわりに

水道事業は、村民の皆さまの暮らしを支える上で、欠かすことのできない大切な公共サービスです。将来にわたって安全・安心な水道を安定的にお届けし続けるためには、水道管や施設の計画的な改良・更新を進めていく必要があります。

しかし、近年の原材料費や電気料金の高騰、老朽化施設の更新需要の増加により、現在の料金体系のままでは、これらの必要な事業を継続していくことが困難な状況となっております。こうした理由から、誠に心苦しいお願いではございますが、今回の水道料金の改定は避けられないものと考えております。

今後は、料金改定にとどまらず、より一層の経営改善に取り組み、水道事業の健全な運営と安定化を図ってまいります。そして、皆さまにこれまで以上に質の高いサービスを提供できるよう努めてまいります。

利用者の皆さんにはご負担をおかけすることとなります、事情をご理解賜りますとともに、変わらぬご協力を心よりお願い申し上げます。



ご協力、
よろしくお願いします。